### 【概要版】東大阪市重度身体障害者等住宅改造助成制度について



# 申請にあたっての注意事項

- ・本紙は制度説明の概要版となります。必ず「東大阪市重度身体障害者等住宅改造費助成 制度のしおり」(以下「しおり」)を確認し、内容を理解したうえで申請を行ってください。
- あらかじめ申請書類一式をすべて作成したうえで申請を行ってください。 申請窓口での作成はご遠慮ください。様式は本市ウェブサイトに掲載しています。

市ウェブサイト「住宅改造助成事業」

URL: https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019575.html



### どんな制度?

本市在住の重度身体障害者と重度知的障害者が地域で自立し、安心して生活ができるように、 住宅改造に必要な経費の助成をしています。

#### 申し込みの条件は?

東大阪市在住の次のいずれかの者がいる世帯が対象となります。

・身体障害者手帳1、2級の方、または療育手帳A(重度)の知的障害のある方 その他、所得制限や優先して利用いただく制度などの条件があります。 また、制度の利用は一度限りです。再度の利用はできませんのでご注意ください。 (※制度利用にあたっての早見表を本紙に別途掲載していますので参考としてください)

#### 助成金額は?

対象の工事に対して最大50万円が助成されます。

助成金の上限額は、市・府民税の課税額に応じて決定します。世帯の市・府民税額が15万円 を超える場合は申請できません。

#### 対象となる工事は?

重度身体障害者または重度知的障害者の居住のためのバリアフリー化を図るための有効な効 果が認められる工事が対象となります。

既存住居の最低限のバリアフリー化を助成する制度となりますので、**新築・増築工事、単に** 老朽化した部分の工事、必要最小限のバリアフリー化を超えた利便性・快適性を得るような工 事などは対象となりません。

工事内容が制度に適合するか判断がつかないなど、申請にあたり不明点がある場合は、

#### 毎月第3木曜日の事前相談会 (要申込) をご利用ください。

(※しおりP4に助成の対象となる改造工事を掲載していますので参照してください)

#### 申請方法は?

東大阪市総合庁舎8階に直接申請してください(郵送不可)。

開庁時間(年末年始を除く平日9時~17時30分)に受付しますが、担当者不在の場合もありますので事前にご連絡いただけますと幸いです。

申請にあたっては、必ず「しおり」をご確認いただき、下表の必要な申請書類をすべて揃えたうえで申請してください。

窓口で確認を行い、不備があった場合には、 その場で申請を受け付けられない場合もござい ます。「しおり」P10以降に記入例も含めた 作成要領を掲載していますのでご確認ください。 不明点がありましたらお電話でお問合せいた だくか、事前相談会をご利用ください。

また、**施工業者などへ申請手続きを 委任することができます。**図面や見積書の作成・修正が適宜必要となることから、委任のうえ申請されることもご検討ください。

#### ■申請時の必要書類一覧

認定申請書(様式第1)			
要件確認申立書(様式第2)			
調査同意書(様式第3)			
住宅改造のための住宅所有者承諾書 (様式第4)			
申請チェックリスト(様式第5)			
事業概要書(様式第6 P.1~3)			
現況の写真(様式第7)			
図面(現況図および改造計画図)			
見積書(様式第8の1、8の2)			
仕様書の写し			
位置図			
身体障害者手帳、療育手帳の写し			
委任状(様式第9)			
住宅改造施工事業者届(様式第10)	*		

※印は必要な場合のみ提出

# 申請の流れ・スケジュールは?

申請の流れは概ね以下のとおりです。必ず工事前に申請を行ってください。

申請 認定審査 是正 着工~ 完了検査 是正 交付手続

工事前と工事後の**現地調査は木曜日の午後1~3時**に行います。**前週の金曜日午前11時30分を受付期限とし、翌週の木曜日が調査日となります。**(祝日などにより日程が異なる場合があります。「しおり」P9をご確認ください)

各調査には、対象者様、対象者の心身状況に詳しい方、施工業者様の立ち合いが必要です。 申請から交付までは最短でも2か月程度を要します。必要な書類など詳細は「しおり」P10 以降をご確認ください。

なお、本年度の受付期限は以下のとおりです。

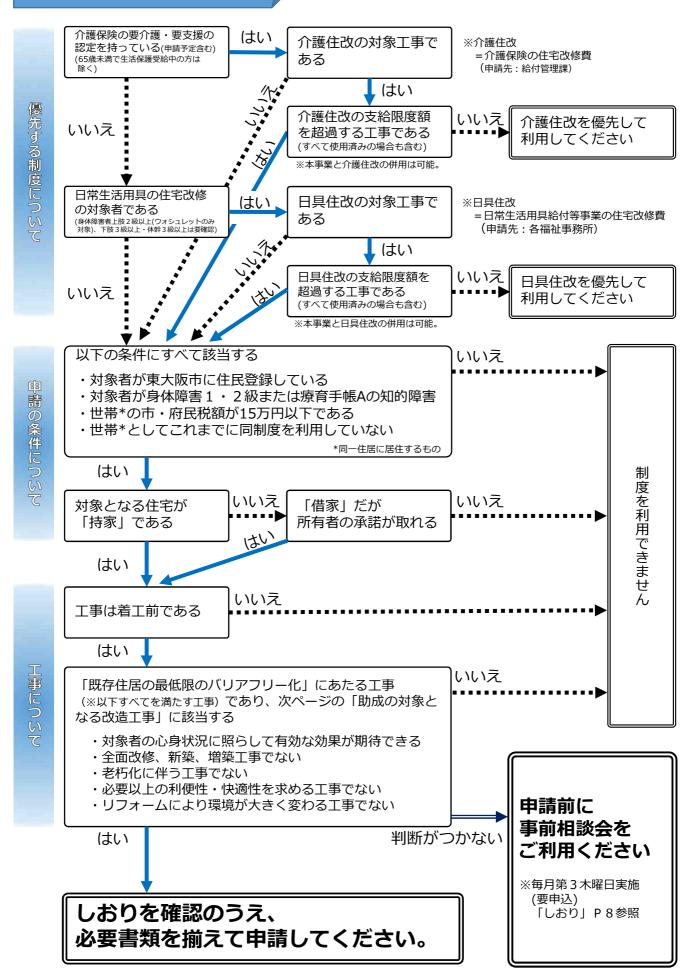
- ・認定審査の最終受付:令和7年2月7日(金)の午前11時30分 [→調査日2月13日(木)]
- ・完了検査の最終受付: 令和7年3月 7日(金)の午前11時30分 [→調査日3月13日(木)]

#### ■問合せ先

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害施策推進課 TEL:06-4309-3183・FAX:06-4309-3815



# 利用前の確認事項(早見表)



#### ■は介護保険給付の対象外ながら、改造費助成の対象とするもの

		■は介護保険給付の対象外ながら、改造	T
		助成の対象とする根拠・判断基準	対象に該当しない事例
住まいにおける		便所・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室など	他の同居人のための居室や
領域	の限定	対象者本人の居住のための住まい領域	物置その他本人が普段あま
		並びに道路から玄関に至る敷地内通路部分	り利用しない領域の改造
	共通	・床材の変更 (転倒防止目的および車いすや歩行器の使用に適し	・老朽化した部分の修繕や
		た床材の変更等)	改修
		・床材変更に伴う床下地(面材)、根太等の補強工事	・贅沢な機器・高級仕様
領		・手すりの取り付け	・過剰に高能率な機器
域		・手すり取り付けのための壁下地補強、仕上げ補修	・屋根・外壁・天井等
別		・段差解消(スロープ・すりつけ板・式台設置及び敷居撤去)	・基礎、土台、東、大引等の
の		・扉の交換(開き戸を引き戸・折れ戸等に取り替える工事	工事
判		・扉の交換のための壁・柱の改修	・単に畳や床材を更新する
定		・ドアノブの変更・ア車の設置	工事
基		■動線確保のための工事(壁開口部設置)	・自動ドア動力部分の費用
準		■スペース確保のための工事	・取付工事を伴わないもの
		■心身の状況に配慮された水栓器具への取り替え	・床暖房設備とこれに伴う
		■以下に該当するバリアフリー化工事に伴い、窓・換気設備・	床材の変更
		照明設備・冷暖房機その他の取り付けや改善により、本人の自	
		立支援効果が認められるもの(医師の診断書等必要)	
		・和式便器の洋式化(暖房便座・洗浄機能付の機種選択は可)	- 単なる水洗化
	IX//I	・既に洋式便器であるものにあっても、その便座の高さを変更す	・既に洋式便器であるもの
		る工事、障害者用特殊便器等に取り替える工事	に暖房便座や洗浄機能を
		・便器取り替えに付随して行う床・壁の改修	付加する工事
		■暖房便座等取替にともなう電気工事	11787 0 = 7
		■手洗い器の設置	
		■対象者の手指動作を配慮した紙巻器の取り付け	
	浴室・洗面	・浴槽を対象者の入浴行為に支障のない型式に取り替える工事	※UB、洗面ユニット等の
		(ユニットバスに改装する工事を含む)及びこれに付随する	一式工事については、そ
		床・壁改修工事	の内容に応じて助成適用
		■洗面台の高さ調整、及びその附帯工事	範囲を一定範囲に制限さ
		■シャワー設備の取り付け	れます。
		■風呂釜、給湯設備の取り替え	
F	 玄関および	・式台等の設置(工事を伴って固定するもの)	│ │※段差解消機 : 要介護(要支
	ポーチ	■段差解消機の設置( 同上)	援)認定者は、介護保険福祉
	, ,	■安全に履物を脱着するための造作ベンチ	用具貸与が優先となります
F	廊下	■車いす移動、杖歩行等に支障のない有効幅員の確保	ので、対象となりません。
F		・滑り止め(ノンスリップ)の設置や表面加工	
	旧权	・急な階段から緩やかな階段への改修(勾配を緩やかにする)	
		■階段昇降機の設置(既存建物の確認が必要)	
-			
	台所	■流し台等の高さ調整、及びその附帯工事	
	アプローチ	・通路面の舗装材を滑りにくいものに変更する工事	
		・外部通路に手すりを取り付ける	
設備工事		・浴室の床の段差解消や便器取り替えに伴う給排水工事	上下水道設備その他これら
ᄣ	<del>エ</del> ヂ	加工が外が投資所用で医療扱り目でに計り和が小工事	エド小道設備での他これら     に類する修理、修繕や古く
			に対する修理、修繕で占く   なった設備の取り替え
			なった設備の取り音え   および、これらに付随する
			および、これらに下腹する   工事は対象となりません。
			<b>上ずは刈豕になりません。</b>